

# 第 1 期 計 算 書 類

( 商法第 281 条第 1 項に基づく書類 )

〔 平成 17 年 10 月 1 日から  
平成 18 年 3 月 31 日まで 〕

西日本高速道路株式会社

(注)本計算書類における記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 営業報告書

(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)

## 1 営業の概況

### 1 - 1 営業の経過及び成果

#### (1) 全般的概況

当社は、平成13年12月19日に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」の趣旨のもと、平成16年6月9日に公布された「高速道路株式会社法」をはじめとする「道路関係四公団民営化関係四法」に基づき、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として平成17年10月1日に設立されました。

当社は、西日本エリアの発展のため「地域社会とともに歩む西日本高速道路株式会社」を目指すことを基本とし、同時に働く喜びを感じ、誇りの持てる企業を目指し、共同で収益を生み、協調できるパートナーグループの形成を経営方針としております。

また、当社の当期における業績につきましては、営業収益は499,334百万円、経常利益は20,595百万円、当期純利益は9,675百万円となりました。各部門別の概況については、次のとおりです。

#### (2) 部門別概況

##### 【高速道路事業】

高速道路事業においては、開通延長を8.2Km伸ばし3,258Kmとなり、通行台数は対前年同期比で2%増加しました。355,078百万円の営業収益があり、営業利益は18,302百万円となりました。これは経済環境が好転したことに伴い、料金収入が増えたこと等によるものです。

##### 【高速道路事業以外の関連事業等】

高速道路事業以外の事業である関連事業においては、144,255百万円の営業収益があり、営業利益は1,489百万円となりました。

### 1 - 2 設備投資の状況

当期における設備投資総額は14,423百万円であり、主な内容は次のとおりです。

#### (1) 完成した主要設備

- ・ 料金徴収施設及びETC設備の新設(苅田北九州空港インターチェンジ他4イ

ンターチェンジ)

- ・ E T C 設備の増設 ( 23 レーン )
- ・ 料金徴収機械等の更新

#### ( 2 ) 施工中の主要設備

- ・ 料金徴収施設及び E T C 設備の新設 ( 斐川インターチェンジ他 2 インターチェンジ )

### 1 - 3 資金調達の状況

当期の道路建設資金のために、次のとおり社債発行及び金融機関からの借入を行い、総額 60,000 百万円を調達しました。

- ・ 政府保証第 1 回西日本高速道路債券 ( 10 年債 )

平成 17 年 11 月 25 日発行、40,000 百万円、政府保証付

- ・ 長期借入金 ( 3 年 )

平成 18 年 3 月 29 日借入、20,000 百万円

### 1 - 4 会社の課題

当社は、平成 18 年 3 月に国土交通大臣の認可を受け、「平成 18 年度事業計画」に基づき、高速道路事業が本格的にスタートしました。当社はこの平成 18 年度を「飛躍のための基盤づくり初年度」と位置付けて、目標の達成に向けた取り組みを行ってまいります。

#### 【高速道路事業】

高速道路の新設・改築においては、「第二回国土開発幹線自動車道建設会議」で決定された内容を踏まえ、会社として計画的で効率的な建設計画を策定し、平成 18 年度末で、3,258 k m<sup>1</sup>の高速道路ネットワークの構築を図ります。

- 1) 平成 17 年度末延長 3,258 k m との差が無いのは、H18.4.1 に米子道路(5 k m)を無料開放したこと、平成 18 年度に山陰自動車道 宍道 JCT ~ 斐川間(5 k m)の開通を予定していることによるものです。

高速道路の維持、修繕、災害復旧その他の管理については、パートナー(子会社)化による執行体制を構築することなどの施策により、お客様に満足いただける安全、

安心な高速道路を提供します。

**【高速道路事業以外の関連事業等】**

高速道路の休憩所、給油所等の事業の展開については西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社と一体となって、お客様に満足いただける店舗づくりや商品の品揃えの充実を図り、また地域に密着した情報の収集・発信と地域特性を活かしたサービスの提供などを行います。

そのほか、平成 18 年 4 月から九州エリアで試験導入しております休憩施設での小額決済システムなど、新規事業分野を開拓し、地域への貢献と地域の皆様との連帯による共栄を目指します。

また、中国横断自動車道などの新設（新直轄方式）や「一般国道 1 号改築事業の合併施行（枚方～門真）における工事等の施行に関する平成 18 年度協定」等に基づく国や地方公共団体等からの受託工事を実施します。

**【会社全体に関わる課題】**

地域から愛されお客様に喜ばれる会社づくりのため、「CS 推進本部」を設置し、従業員一人ひとりが CS（Customer Satisfaction：顧客満足）の必要性について理解を深めつつ、諸方策を推し進めます。

また、企業価値を高め、経営体質を強化するため、リスク管理体制の構築、IT 化、情報セキュリティ及びコンプライアンスへの取り組みを推進するとともに、財務体質の強化及び投資家等のステークホルダーからの信頼性向上のため、より一層のコスト削減とディスクロージャーに努めます。

当社は、高速道路サービスをより充実することで、地域社会の発展を担う「地域から愛され、お客様に喜ばれる西日本高速道路株式会社」を目指してまいります。

## 1 - 5 業績及び財産の状況の推移

	平成 17 年度第 1 期（当期）
営業利益	19,792 百万円
経常利益	20,595 百万円
当期純利益	9,675 百万円
1 株当たり当期純利益	101.85 円
総資産	524,824 百万円
純資産	105,035 百万円

## 2 会社の概況（平成 18 年 3 月 31 日現在）

### 2 - 1 主要な事業内容

当社は、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与することを目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理と、これに附帯又は関連する事業を主な事業内容としています。

### 2 - 2 主要な事業所

( 1 ) 本社 大阪府大阪市北区堂島一丁目 6 番 20 号

( 2 ) その他

関西支社（大阪府大阪市北区）

中国支社（広島県広島市中区）

四国支社（香川県高松市）

九州支社（福岡県福岡市中央区）

### 2 - 3 従業員の状況

従業員数	(参考)期首比増減	平均年令	平均勤続年数
2,788名	29名	40歳	18年

(注)従業員数は、社外への出向者及び社外から当社への出向者を含んでおります。

(注)期首とは平成17年10月1日をいいます。

(注)平均勤続年数は、日本道路公団における勤続年数を通算しております。

### 2 - 4 株式の状況

(1) 会社が発行する株式の総数 380百万株

(2) 発行済株式の総数 95百万株

(3) 一単元の株式の数 100株

(4) 期末株主数 2名

(5) 新株予約権

該当事項はありません。

(6) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数 (株)	議決権比率 (%)	持株数 (株)	出資比率 (%)
国土交通大臣	94,956,798	99.95	-	-
財務大臣	43,202	0.05	-	-

(7) 自己株式の取得、処分及び保有

該当事項はありません。

## 2 - 5 重要な企業結合の状況

### (1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社	30	100.0	高速道路の休憩施設の管理運営

### (2) 企業結合の経過及び成果

平成 17 年 12 月 2 日付けをもって当社の全額出資により、西日本高速道路サービス・ホールディングス株式会社を設立しました。同社は、平成 18 年 4 月 1 日付けをもって事業を開始しました。従いまして、当期は経常的に発生する経費のみを計上しており、当期純損失は 23 百万円となっております。

### (3) その他の主要な企業結合の状況

名 称	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
九州高速道路ターミナル株式会社	539	21.5	トラックターミナル、トレーラーヤード及び貨物保管施設の建設、管理、運営または賃貸事業

### (4) その他の企業結合の経過及び成果

持分に見合う当期純利益は 8 百万円となっております。

## 2 - 6 主要な借入先

借 入 先	借入金残高 (百万円)	借入先が有する 当社の株式	
		持株数 (株)	議決権比率 (%)
財務大臣	57,000	43,202	0.05
株式会社みずほコーポレート銀行	16,304		
株式会社三井住友銀行	9,875		
農林中央金庫	9,834		
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,408		
信金中央金庫	8,628		

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成 18 年 1 月 1 日付けで株式会社東京三菱銀行と株式会社UFJ銀行とが合併し、発足したものであります。

## 2 - 7 役員

当期末における取締役及び監査役の地位、氏名及び担当又は主な職業は下記のとおりです。

地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役会長	石田 孝	
代表取締役社長	奥田 楯彦	
専務取締役	山本 正堯	経営企画本部・関連事業本部・秘書室・総務部担当、管理事業本部長
取締役	河本 造	財務部担当
取締役	高田 邦彦	建設事業本部長
監査役（常勤）	石川 浩三	
監査役	惣福脇 亨	九州電力株式会社監査役
監査役	土岐 憲三	立命館大学理工学部教授

（注）取締役の山本正堯、河本造及び高田邦彦は、商法第 260 条第 3 項第 2 号の規定により業務を執行しております。

（注）監査役の石川浩三、惣福脇亨及び土岐憲三は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 18 条第 1 項に定める社外監査役です。

## 2 - 8 取締役等に支払った報酬等

		取締役	監査役	合計
定額報酬	支給人員（人）	5	3	8
	支給額（百万円）	47	11	58
利益処分による 役員賞与金	支給人員（人）	-	-	-
	支給額（百万円）	-	-	-

（注）創立総会決議による報酬限度額は次のとおりです。

取締役 年額 200 百万円以内（平成 17 年 9 月 27 日創立総会決議）

監査役 年額 70 百万円以内（平成 17 年 9 月 27 日創立総会決議）

## 3 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

西日本高速道路株式会社  
(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
流動資産	327,820	流動負債	186,546
現金預金	133,048	高速道路事業営業未払金	98,200
高速道路事業営業未収入金	48,417	1年以内返済予定長期借入金	5,714
未収入金	14,194	未払金	26,404
短期貸付金	18,006	未払費用	634
仕掛道路資産	104,759	未払法人税等	11,989
原材料	362	預り連絡料金	3,837
貯蔵品	1,558	預り金	219
受託業務前払金	1,580	受託業務前受金	2,360
前払金	860	前受金	34,313
前払費用	39	前受収益	0
繰延税金資産	800	賞与引当金	1,833
その他の流動資産	4,378	ハウェイカード偽造損失補てん引当金	717
貸倒引当金	183	回数券払戻引当金	302
固定資産	196,863	その他の流動負債	18
A 高速道路事業固定資産	88,467	固定負債	233,242
有形固定資産	87,132	道路建設関係社債	40,000
建物	1,958	道路建設関係長期借入金	77,000
構築物	25,415	その他の長期借入金	45,808
機械装置	50,304	受入保証金	3,465
車両運搬具	4,800	退職給付引当金	57,551
工具器具備品	3,776	ETC マイレージサービス引当金	5,747
土地	0	関門トンネル事業履行義務債務	3,669
建設仮勘定	876		
無形固定資産	1,334	<b>負 債 合 計</b>	<b>419,788</b>
B 関連事業固定資産	74,320		
有形固定資産	74,320		
建物	1,858		
構築物	3,782		
機械装置	78		
車両運搬具	4		
工具器具備品	5		

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		資 本 の 部	
土地	68,580	資本金	47,500
建設仮勘定	11	資本剰余金	47,500
無形固定資産	0	資本準備金	47,500
C 各事業共用固定資産	25,063	利益剰余金	10,035
有形固定資産	22,642	当期末処分利益	10,035
建物	7,754		
構築物	716	資 本 合 計	105,035
機械装置	281		
車両運搬具	165		
工具器具備品	321		
土地	12,753		
建設仮勘定	649		
無形固定資産	2,421		
D その他の固定資産	2,102		
有形固定資産	2,102		
土地	2,102		
E 投資その他の資産	6,908		
子会社株式	30		
投資有価証券	116		
長期貸付金	114		
長期前払費用	5,396		
その他の投資等	2,176		
貸倒引当金	924		
繰延資産	140		
道路建設関係社債発行費	86		
道路建設関係社債発行差金	54		
資 産 合 計	524,824	負 債 ・ 資 本 合 計	524,824

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成17年10月1日から平成18年3月31日まで)

西日本高速道路株式会社  
(単位：百万円)

科 目	金 額		
経常損益の部			
(営業損益の部)			
高速道路事業営業損益			
営業収益			
料金収入	322,878		
道路資産完成高	31,348		
その他の売上高	851	355,078	
営業費用			
道路資産賃借料	217,137		
道路資産完成原価	31,348		
管理費用	88,289	336,775	
高速道路事業営業利益			18,302
関連事業営業損益			
営業収益			
直轄高速道路事業営業収益	65,175		
受託事業営業収益	76,544		
道路休憩所事業営業収益	2,351		
駐車場事業営業収益	124		
トラック-ミル事業営業収益	59	144,255	
営業費用			
直轄高速道路事業営業費	65,175		
受託事業営業費	76,509		
道路休憩所事業営業費	961		
駐車場事業営業費	110		
トラック-ミル事業営業費	9	142,765	
関連事業営業利益			1,489
全事業営業利益			19,792
(営業外損益の部)			
営業外収益			
受取利息		0	
物品売却益		17	
土地物件貸付料		227	
原因者負担収益		552	
雑収入		822	1,620
営業外費用			
支払利息		474	
雑損失		343	817
経常利益			20,595
税引前当期純利益			20,595
法人税、住民税及び事業税		11,360	
法人税等調整額		440	10,920
当期純利益			9,675
民営化に伴う税効果調整額			360
当期未処分利益			10,035

(注)記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 重要な会計方針

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっている。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛道路資産 個別法による原価法によっている。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としている。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入している。

原材料・貯蔵品

主として最終仕入原価法等による原価法によっている。

### 3. 固定資産の減価償却方法

#### (1) 有形固定資産

定額法を採用している。

なお、主な耐用年数は以下のとおりである。

構築物 7～50年

機械装置 5～10年

なお、日本道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっている。

#### (2) 無形固定資産

定額法を採用している。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいている。

### 4. 繰延資産の処理方法

#### (1) 道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間または3年のいずれか短い期間で均等償却している。

#### (2) 道路建設関係社債発行差金

社債の償還期限までの期間で均等償却している。

### 5. 引当金等の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能額を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上している。

(3) ハイウェイカード偽造損失補てん引当金

ハイウェイカードの不正使用に伴う将来の損失に備えるため、今後、判明すると見込まれる被害額を推計して計上している。

なお、この引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金である。

(4) 回数券払戻引当金

利用停止した回数券の払戻費用に備えるため、払戻実績率により払戻見込額を計上している。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(15年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

(6) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当期末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上している。

6. 完成工事高の計上基準

道路資産完成高の計上には工事完成基準を適用している。また、受託業務収入にかかる工事のうち、長期大規模工事(請負金額50億円以上かつ工期2年超)については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

8. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。

## 貸借対照表注記

- |   |                |
|---|----------------|
| 1. 子会社に対する金銭債権  |                |
| 短期金銭債権  | 16 百万円         |
| 2. 支配株主に対する金銭債権   |                |
| 短期金銭債権  | 10,004 百万円     |
| 3. 仕掛道路資産の取得原価に算入した借入資金の利息  |                |
| 算入額   | 797 百万円        |
| 4. 有形固定資産の減価償却累計額   |                |
| 高速道路事業固定資産  | 4,535 百万円      |
| 関連事業固定資産  | 257 百万円        |
| 各事業共用固定資産   | 484 百万円        |
| 合 計   | 5,277 百万円      |
| 5. 道路資産賃借料に係る未経過リース料期末残高相当額   |                |
| 一年内   | 477,795 百万円    |
| 一年超   | 23,289,651 百万円 |
| 合 計   | 23,767,446 百万円 |
| 6. 担保に供している資産   |                |
| 高速道路株式会社法第8条の規定により、総財産を社債の一般担保に供しております。   |                |
| 7. 保証債務   |                |
| (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」)、東日本高速道路株式会社(以下「東日本高速」)及び中日本高速道路株式会社(以下「中日本高速」)が日本道路公団から承継した借入金及び道路債券(機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く)については、機構、東日本高速及び中日本高速と連帯して債務を負っております。 |                |
| 連帯債務額   | 11,902,554 百万円 |
| (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額のうち、政府からの借入金を除いた以下の金額については、機構、東日本高速及び中日本高速と連帯して債務を負っております。   |                |
| 連帯債務額   | 17,600 百万円     |
| また、日本道路公団が政府から借り入れをした以下の金額については、機構と連帯して債務を負っております。  |                |
| 連帯債務額   | 13,600 百万円     |
| なお、上記引き渡しにより、長期借入金が 31,200 百万円減少しております。   |                |
| 8. 関門トンネル事業履行義務債務   |                |
| 日本道路公団等民営化関係法施行法第13条第4項第2号の定めにより日本道路公団から引継いだ関門トンネル事業について、道路整備特別措置法施行令第3条の規定により当該事業の料金徴収総額と維持及び修繕に要する費用等の合算額が見合うことから、期末時点における国に負う未履行の義務に相当する額を計上しております。  |                |

損益計算書注記

1. 工事進行基準による完成工事高		131,652 百万円
2. 支配株主との取引高		
営業取引	営業収益	134,698 百万円
	営業費用	239 百万円
営業取引以外の取引	営業外収益	698 百万円
3. 1株当たり当期純利益		101円 85 銭

## 利益処分案

西日本高速道路株式会社

(単位：円)

科 目	金 額
当期末処分利益	10,035,672,134
これを次のとおり処分します。	
別途積立金	9,280,064,923
次期繰越利益	755,607,211

# 会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月30日

西日本高速道路株式会社  
取締役会 御中

### 新日本監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士  
業務執行社員  
指定社員 公認会計士  
業務執行社員

山島 育之

橋留 隆志

小市 裕之

近藤 浩明



当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、西日本高速道路株式会社の平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年10月1日から平成18年3月31日までの第1期営業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針及び監査の計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし、指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

### 3. 監査役の意見

特になし

### 4. 後発事象

特になし

平成18年6月6日

西日本高速道路株式会社 監査役会

監査役（常勤）

石川 浩三 

監査役

惣福 勝亨 

監査役

土岐 憲三 

(注) 監査役石川浩三、監査役惣福勝亨及び監査役土岐憲三は、旧株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。